

[事案 28-146] 契約無効等請求

・平成 29 年 2 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から契約内容の説明がなかったこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 6 月に契約した利率変動型積立終身保険（契約①）について、募集人から契約内容の説明がなかったこと、保険金受取人が相談もなく子にされていたこと、申込み時に医療特約・疾病特約が除かれたことなどを理由に、無効にしてほしい。

また、平成 22 年 6 月に、契約①を利率変動型積立終身保険（契約②）に変更したが、自分の意に反し、医療特約・疾病特約が付加されていないことを理由に、無効にしてほしい。

さらに、平成 22 年 3 月に契約した限定告知型終身保険（契約③）について、限定告知型ではない生命保険にも加入できたにもかかわらず、限定告知型の保険に加入させられたので、限定告知型でない生命保険との保険料の差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①および契約②については、契約に至るまでに、募集人は申立人に対して各種資料を用いて複数回説明を行っている。
- (2) 契約③については、募集人は申立人に対して、限定告知型の保険の保険料が割高になることを説明している。また、募集人にとって、あえて高額な商品を提案する理由はないため、当時の申立人の健康状態について把握したうえで提案したものと思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど、各契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①および契約②を無効とすること、ならびに契約③と限定告知型でない保険との保険料の差額を支払うことのいずれも認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。